

山北地区地域まちづくり協議会設置に向けての意見

平成23年3月11日
山北地区地域審議会

平成22年度の山北地区地域審議会では、平成23年度から着手する「市民協働のまちづくり」について市から説明を受け、当地区における『地域まちづくり協議会』のあり方について審議し、次のとおり意見を集約した。

なお、実際に『地域まちづくり協議会』の区域設定・運営方法等を決定するにあたっては、集落・地域住民等の意見を十分に聞き、地域の特性・個性を活かし、地域住民がともに暮らす仲間として一体感を育むことができる協議会となるよう要望する。

1 地域まちづくり協議会設置に係る区域設定について

山北地区における地域まちづくり協議会は、小学校区を単位とし、2区域として設定することが望ましい。その主な理由は次のとおりである。

さまざまな枠組みに柔軟に対応できる組織

山北地区では「48集落の日常生活を基本的資源とする地域づくり」を基本理念として地域づくりを実践してきた。協議会の活動においても集落の活動を基本として進めることが当地区の特性を活かした取り組みであると考える。

さらに、今後は、近隣集落が連携した活動、河川流域集落が連携した活動、その他の新たな枠組みでの活動などにも柔軟に対応できる組織が望ましい。

将来的にも安定して自主的な活動を維持できる組織

人口減少、少子高齢化は今後も進むことが予想される中で、協議会を将来的にも安定して自主的な活動を維持していくことのできる組織とするためには、あらかじめ大きな単位で構成することが望ましい。

次代を担う子どもたちや若い世代が活動しやすい組織

次代を担う子どもたちや若い世代が活動しやすい組織体制を重視した場合、現在の活動の単位となっている小学校区単位が望ましい。

なお、大きな組織になった場合、「地域課題の共有」及び「地域の将来像の共有」をいかに図るかが大きな課題となる。

地域住民の一体感の醸成を図るためには、これまで以上に行政と集落、地域住民が密着した取り組みと信頼関係の構築が必要である。

2 地域まちづくり協議会への財政支援の基本的考え方について

協議会に対する財政支援は、人口・世帯数などの基本指標に加え地理的条件などを考慮して算定し、その運用については協議会が裁量権をもって活用ができる交付金として支援されることは協議会の自主・自立した運営を促す観点からも評価できる。

なお、金額については市の財政事情を考慮すべき点はあるが、地域活性化の波及効果は生きがいづくりからハード面での経済効果まで幅広く及び、市の将来像である「元気“eまち”村上市」の実現に大いに寄与するものであることから十分に措置すべきである。

3 その他

地域まちづくり協議会への人的支援を行うにあたっては、1 協議会を一人の職員が担当するという体制ではなく、複数人で協力しながら支援を行うという体制が望ましい。

また、担当する職員によって協議会への支援や取り組み姿勢に格差が生じないように、十分な人員配置と配慮を望む。

さらに、点（集落）から線（近隣集落の連携）そして面（協議会）へと活動が広がることにより地区全体の活性化に結びつくものであり、そのためにも行政の財政・人的支援が短期的に終わることのないよう要望する。